

【高校生年代以下の児童のいる保護者のみなさま】

現在、長瀬町から児童手当の支給を受けていますか。

- ※ 特例給付(児童1人につき月額5,000円)受給者も「はい」とお答えください。
- ※ 勤務先から児童手当の支給を受けている公務員の方は、勤務先で手続きしてください。
- ※ 施設等入所中の児童は、児童手当の支給対象外です。

はい

高校生以上の子(※1)がいますか。

(※1)平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方

- * 高校生年代の児童(社会的に自立している場合は児童手当対象外)の住民登録が町外にある場合、別居監護、額改定届の手続きを行う必要があります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

はい

大学生年代の子(※2)がいて、年齢順にその子を1人目と数えたとき、高校生以下の児童が第3子以降となりますか。

(※2)平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

- * 大学生年代の子が社会的に自立している場合は、カウントの対象外です。

はい

手続きが必要です(①)

- * 多子加算(第3子以降の加算)を受けることができます。

原則、手続きは不要です

- 例1:【高校生以下の児童が3人以上いる場合】原則、手続き不要で支給期間を延長し、児童手当の支給額を変更します。
- 例2:【高校生以下の児童が1人、又は2人いる場合】原則、手続き不要で支給期間を延長し、支給額に変更はありません。

手続きが必要です(②)

- * 所得により児童手当も特例給付も受給していない方については、保護者宛に8月下旬にお知らせを送付します。
- * 児童手当の支給を受けていない方で、高校生年代の児童がいる家庭には、保護者宛に8月下旬にお知らせを送付します。

手続き(①) : 大学生年代の子についての「監護相当・生計費負担についての確認書」を記入の上、ご持参ください。

手続き(②) : 「児童手当認定請求書」に記入の上、振込先口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード)の写しと、保険証の写しをご持参ください。
ご家庭の状況により、高校生年代の児童の「別居監護申立書」や、大学生年代の子の「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。

いいえ

いいえ

いいえ

申請期限:

令和6年10月31日(木曜日)まで

申請期限を過ぎてしまっても、令和7年3月31日までに申請があった場合は、12月支給以降に令和6年10月分から遡って支給します。

- ※ 令和7年4月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月分からの支給となります。ご注意ください。

【お問い合わせ先】

長瀬町役場 健康こども課 子育て支援担当
☎0494-66-3111 (内線134、135)
(受付時間 平日8:30~17:15)

申請期限内の
お手続きに
ご協力ください

10月中旬に申請すると、
12月の最初の支給に
間に合います!



長瀬町公式マスコットキャラクター

とろにゃん